

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 4 月 3 日

水 曜 日

号 外

目 次

公 告

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

1

~~~~~

## 公 告

~~~~~

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により黒部市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

- (種類) 黒部都市計画公園
- (名称) 2・2・6号 宇奈月公園
- 2・2・7号 東山公園
- 2・2・8号 愛本公園
- 2・2・9号 枳屋公園
- 3・3・3号 想影公園

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により黒部市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があつ

たので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 黒部都市計画緑地

(名称) 2号 中ノ口緑地

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により黒部市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 黒部都市計画駐車場

(名称) 1号 宇奈月駐車場

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により砺波市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 砺波都市計画道路
(名称) 3・4・10号 青島舟戸線

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により砺波市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 砺波都市計画公園
(名称) 3・3・1号 中央公園
4・4・1号 舟戸公園

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により砺波市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 砺波都市計画緑地
(名称) 1号 弁財天緑地

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により砺波市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 砺波都市計画土地地区画整理事業

（名称） 庄川町青島土地地区画整理事業

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により砺波市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 砺波都市計画土地地区画整理事業

（名称） 庄川町金屋・青島土地地区画整理事業

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により砺波市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

砺波都市計画用途地域

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により砺波市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを、富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

砺波都市計画下水道

砺波公共下水道

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 南砺都市計画道路

（名称） 3・4・1号 城端東線

3・4・3号 城端駅前線

3・4・9号 山見中央線

- 3・4・12号 寺家高儀線
- 3・4・18号 小林栄町線
- 3・4・19号 西町栄町線
- 3・4・21号 荒木栄町線
- 3・5・2号 野田理休線
- 3・5・4号 井波環状線
- 3・5・5号 閑乗寺線
- 3・5・8号 本町学校線
- 3・5・9号 苗島線
- 3・5・12号 荒木小林線
- 3・6・1号 金屋線
- 7・6・1号 寺家新屋敷1号線
- 7・6・2号 寺家新屋敷2号線
- 7・7・1号 川原線

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

- （種類） 南砺都市計画公園
- （名称） 2・2・1号 井波児童公園
- 2・2・2号 今町児童公園
- 2・2・3号 旅川公園
- 2・2・4号 西町公園

- 3・3・1号 城南中央公園
- 3・3・2号 福光公園
- 4・4・1号 井波別院公園
- 4・4・2号 小矢部川公園
- 5・5・1号 閑乗寺公園
- 5・6・1号 桜ヶ池公園
- 7・5・1号 安居寺公園

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

- (種類) 南砺都市計画緑地
- (名称) 1号 井波文化緑地
- 2号 猿ヶ辻緑地
- 3号 吉江緑地

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

- (種類) 南砺都市計画駐車場
(名称) 1号 福野駅前自転車駐車場
2号 福光駅前自転車駐車場

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

- (種類) 南砺都市計画火葬場
(名称) 1号 福野斎場
2号 福光斎場

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月3日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

- (種類) 南砺都市計画ごみ処理場
-

(名称) 1号 南砺リサイクルセンター

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 南砺都市計画土地区画整理事業

(名称) 寺家新屋敷土地区画整理事業

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 南砺都市計画土地区画整理事業

(名称) 福光大火復興土地区画整理事業

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条

第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 南砺都市計画土地地区画整理事業

(名称) 是安土地地区画整理事業

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 南砺都市計画地区計画

(名称) 柴田屋地区 地区計画

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 南砺都市計画地区計画

(名称) 福光駅西地区 地区計画

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 南砺都市計画地区計画

(名称) 福光西町北地区 地区計画

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

南砺都市計画用途地域

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により南砺市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを、富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

南砺都市計画下水道

南砺公共下水道